い、税を横領した。東大寺支配の周防国の公領50余保のうち、33保がこの難に会い、たまりかねた国司の忍性上人は、永仁２年（1294）に鎌倉幕府に訴えた。この横領された国衙領のなかに、千代丸保・黒川保・湯田保・勝井保の４保が含まれている。幕府は、地頭に国庁の命に従うよう沙汰したが効果はなく、その横暴はますますひどくなった（東大寺尊勝院文書）。

このことは、国庁目代（国司代理）承元上人と、在庁官人の周防権介大内重弘（22代）との争いとなり、正和元年（1312）に重弘は国衙の計画を妨害して目代たちを逮捕し、国庁を焼き払った。東大寺は事の次第を幕府に訴えたが、重弘の画策によって、逆に国司の尊智上人が罷免される結果となった（『周防国庁更務代々過現帳』東大寺文書）。

大内弘世（24代）は、鷲頭氏と戦って周防国内を平定するとともに、長門に出兵して厚東氏を攻め、正平13年（1358）にはこれを豊前へ亡命させて、防長両国を統一した。

弘世が大内村を出て、山口に居館を移すのは正平15年（1360）ごろと推定される。以後200年、大内義隆（31代）が自刃するまでの山口の発展は、目をみはるものがあり、その近郊としての大歳地区も、山口の発展と共に変貌を遂げたのであった。だがその陰には、南北両朝対立という混乱に乗じ、守護・地頭は土地や年貢を略奪し、その上国衙領の貢租を徴収する地頭請の制度によって、国衙領の支配権を握り、在地領主化が進められたのであった。

大内氏は周防・長門の守護となり、さらに対鮮・対明貿易による富力をもって勢力を伸ばし、屈指の守護大名へと成長した。すでに、東大寺は大内氏の眼中になかった。しかし、東大寺はいまだ周防国の領主であり、朝廷・幕府の保護を背景とする天下の大寺であったから、一挙に押しつぶすには遠慮があった。大内歴代当主は、表面上は国衙領を保護する基本的態度をとり続けている。すなわち、大内義弘（25代）は応永６年（1399）に「公領不犯五か条」の誓文を入れたほか、盛見（26代）・持世（27代）・教弘（28代）・政弘（29代）が、それぞれ先例にならって東大寺に安堵の一札を与えている。さらに、明応５年（1496）には大内義興（30代）も、五か条の誓文を約束している。だが、肝心の地頭をはじめ、保司・荘官ら在地領主層の多くが、大内一族であったから、誓文はほとんど履行されなかった。

7）寺門大訴事件

このような事態は、東大寺にとって大きな打撃であった。東大寺は、なんとかして大内氏から国衙領の返還を求めたいとその機会をうかがっていた。永正５年（1508）に、東大寺は大講堂と三面僧坊を失火により焼失した。この再興のためにも、東大寺は大内氏への国衙領返還交渉を強力に進めることを決意した。

当時、大内義興（30代）は、山口に亡命していた前将軍足利義稙（よしたね）を奉じて入京し、義稙を再び将軍職につけた。義興自身は、管領代の重職について、永正15年（1518）まで在京した。このことを絶好の機会とみた東大寺は、前内大臣三条西実隆を通じて、国衙領および椹野庄の返還を大内氏に要求した。しかし交渉は進まず、東大寺は最後の手段として寺門を閉鎖して休業し、朝廷に強訴した。これがいわゆる「寺門大訴事件」である。

翌永正６年に入り、やっと交渉が成立した。管領代という重職の立場もあった義興

は、国衙領の返還を確約し、東大寺は２月に開門した。

周防国衙領50余か所のうち34か所、定田にして399町６段大30歩（約4000石）が、８月に返還されることになった。このうち大歳地区関係分は、湯田保（131段大30歩）、勝井保（65段半30歩）、黒川保（138段）、千代丸保（181段）の計51町６段小であった（『諸郷保国衙一円図界の事』）。

また、椹野庄はこのとき解決せず、９月になってようやく返還されたが、段別は不明である。しかし、翌年には同庄からの年貢が納入されないとして、代官改易の要求がなされている。

この時代は、もう戦国の世を迎えていた。戦国大名が各地に割拠して、攻防に明け暮れるという乱世であった。中央での交渉は成立しても、実際に国衙領を支配する保司や地頭は、従来のままの在地武士であったから、沙汰に従わない者も現れた。このようにして、国衙領はだんだんと形骸化してゆくのである。

天文20年（1551）、大内義隆（31代）は自刃して大内氏が亡びると、東大寺は毛利元就に国衙領50余郷の返還を要求した。しかし、元就が永禄元年（1558）に国衙領として認めたのは、国庁所在地の土居八町の地のみであった。

――近世（江戸時代）――

１世紀にわたる戦国時代は、“下克上”といわれたように、群雄は割拠し、社会的・政治的に不安定な時代であった。その中から織田信長が傑出し、ついで豊臣秀吉が天下統一を果たすと、「太閤検地（天正の石直（こくなお）し）」「刀狩り」を行って、土地制度の大改革が断行された。これによって、武士階級の兵・農の分離が急速に進められた。一地一作人の原則は、農民を土地に縛りつけ、自立をうながすこととなった。石高制の実施により、村に年貢が割り付けられ、村は幕藩制社会に組みこまれていった。

1）村のなりたち

慶長の検地　関ヶ原の戦いに敗れた毛利氏は、慶長５年（1600）に中国地方８か国120万余石の大名から、防長２か国の領主に減封された。この年、検地に着手してその石高・物成（貢租）の算定が行われていた。防長両国の石高は、29万8,480石余で、物成の比率は７つ成（７割強）であった。

この慶長５年検見帳（けみちょう）の、大歳地区の記載を見ると、次のとおりである。

１、高　618石１斗９合　　朝田村
　内田方　56町２反８畝20歩
　畠方　９町１反９畝
　物成　489石８斗
１、高　919石７斗　　黒川村
　内田方　84町６反７畝
　畠方　21町５反８畝20歩

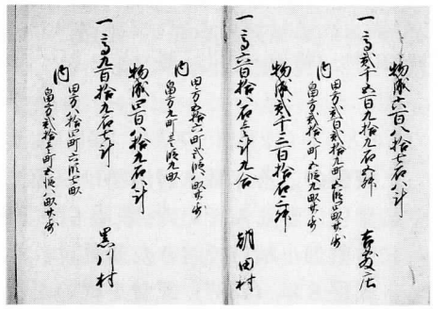

慶長５年の検見帳（山口県文書館蔵）

物成　768石９斗

（原本漢数字を算用数字に改めた）

この検地によって、「朝田村」「黒川村」という、近世村落が登場するのである。黒川村の中には、矢原と勝井が含まれており、上湯田・下湯田（湯田村）は、朝倉村に属している。このころは、椹野川の流れが変わり、すでに川向かいになっていた小原・福良・田屋島は黒川村に、富田原は対岸の平井村に属していた。

高は石高（こくだか）といい、田・畠・屋敷などからあがる生産物の見積収穫量を米に換算したもので、検地によって定められた。物成は年貢（租税）のことである。

しかし、藩財政は６か国返租問題や萩城構築などにより、その窮乏は深刻になっていた。根本的な藩政再建のための再検地が行われ、慶長15年（1610）に完了した。これを慶長15年の検地という。

このときの検地によって、防長両国の石高53万9,286石が検出された。朝田村は田畠92町・高1,200石、黒川村は田畠170町・高1,738石となり、慶長５年にくらべて、耕地面積・石高とも倍増し、税率も７つ３歩成（73％）と高率になった。この10年間に急激な開墾などが行われたことは考えられないので、厳しい実測によって実際の面積がはじめて検出されたとみられる。さらにこの検地の特徴は、前回みられなかった屋敷地にも課税されたことである。

村　名	屋敷数	市屋敷数	計
黒川村（矢原・黒川・勝井）	139	28	167（湯田村を除く）
朝田村	89		89
計	228	28	256

屋敷が228軒というのは、それだけの農家戸数が大歳地区にあったのである。さらに市屋敷28軒は、黒川市を中心に商家が群集していたことが想像される。

享保のころ　国の宝として本百姓（中堅農民）の育成につとめた幕藩農政は、戦乱のない泰平の世において成果をあげ、庶民生活を向上させた。浮かぶ瀬もなかった農民が民謡を歌い、盆踊りをおどる余裕をもったのも、この元禄・享保のころで、近世史上民生の最も安定した時代であった。

この当時の大歳地区は、「矢原村」と「朝田村」になっている。享保13年（1728）に両村の庄屋から上申された『地下上申（じげじょうしん）』によると、当時の村高・戸数・人口・牛馬数は次のとおりである。

村　名	村高	戸数	人口	牛馬
矢原村（矢原・上湯田・下湯田）	1,777石	188戸	723人	138頭
朝田村（朝田・黒川・勝井）	2.398	432	1,418	319
計	4,176	620	2,141	457

（このときから上湯田・下湯田〔湯田村〕が矢原村に入る）

天保のころ　幕末の情勢は、天候不順による凶作が続き、幕府・諸藩とも財政赤字の累積に苦しんでいた。萩藩もまた例外ではなかった。そうした中で、天保２年（1831）に吉敷郡小鯖村で起きた暴動は、たちまち萩藩内に広がり大一揆に発展する。

天保８年（1837）家督を継いだ新藩主の毛利敬親は、破たんした藩財政を再建するため、村田清風を起用して改革を委ねた。

このとき、天保13年（1842）に藩内全町村から報告させて編さんされた『風土注進案（ふうどちゅうしんあん）』から、当時の村の姿をうかがってみよう。

大歳地区の行政区画は、「矢原村」「黒川村」「朝田村」の３村からなっていた。

各村の耕地面積および村高は、矢原村149町・2,058石、黒川村118町・1,724石、朝田村82町・1,204石であった。

村　名	村内小名
矢原村	今井　上矢原　上湯田　下湯田　中矢原　下矢原　高畠　向矢原
黒川村	黒川市　岩富　勝井　河内　阿仙原　福良　田屋島および石州街道以南の和田　三作　朝田と平野　吉野　恒冨の一部
朝田村	高井　法満寺　馬庭（まにわ）および石州街道以北の和田　三作　朝田

（以上の小名のうち、向矢原・福良・田屋島・平野・吉野・恒富は椹野川対岸の地である。）

この村内小名は、現在でいう地区（部落）であって、農民の地域集団の単位であった。その地区内での年中行事・灌漑・治水などの共同作業が進められ、地区共同体意識を育て、これが明治に受け継がれた。

天保13年の戸数・人口・牛馬数

	戸数				人口			牛馬数		
	本百姓	門男百姓	諸士その他	計	男	女	計	牛	馬	計
矢原村	97（本軒 28 半軒 69）	57	18	154	338	307	645	16	92	108
黒川村	91（本軒 27 半軒 64）	83	4	174	386	360	746	26	82	108
朝田村	56	63	23	119	289	257	546	11	51	62
合計	244	203	45	447	1,013	924	1,937	53	225	278

（『風土注進案』より）

2）政治のしくみ

宰判制度　萩藩では、市街地（萩・山口・三田尻）の町方（まちかた）に対し、農村は地方（じかた）と呼び、郡奉行（こおりぶぎょう）の管轄下においた。この地方支配のため、藩内を18の宰判（さいばん）に分け、それぞれ代官を派遣して統治した。当初、宰判は代官の支配地域を示すものであったが、慶安３年頃（1650）に行政区域として制度化されている。

吉敷郡は２つに分かれ、北部が「山口宰判」、南部が「小郡宰判」となっていて、大歳地区は山口宰判に属した。各宰判で代官が地下役人（じげ）（村役人）を監督し、民政を行う役所を「勘場（かんば）」とよばれ、山口宰判の勘場は中河原にあった。

ア　**代官**——宰判内の民政を行うため、平素は萩城内の郡奉行所に勤務し、任地からの報告にもとづいて事務を処理した。代官が任地へ出張することを出郡（しゅつぐん）といい、毎年、春・秋・冬の3回任地に滞在した。主な事務は、①年貢の割当（春定（はるさだめ））と収納（蔵入）　②宗門改め　③井手・堤防の検分　④御立山（おたてやま）（藩有林）の管理　⑤犯罪の処理　などである。

宰判制度における民政のしくみ

イ　**大庄屋**——勘場に出勤し、村役人を統轄して代官を補佐する。各村の庄屋の中から1名を選び、代官が任命する。

ウ　**庄屋**——村ごとにおかれ、管内（「存内（ぞんない）」といった）の畔頭・証人百姓などを統轄して村政の全般を処理した。代官が任命し、その指揮のもとに、①名寄帳（なよせちょう）による年貢の割当・収納　②宗門改め　③人別帳その他諸願書の処理　④土木・治水・勧業　⑤争いごとの世話　などにあたる。

エ　**畔頭（くろがしら）**——庄屋の補佐として、村の自治にあずかる。2～3の部落から1人を選び、代官が任命する。

オ　**証人百姓**——地下（じげ）総代ともいい、畔頭の下に1～2名を置いて、住民を代表して地下（部落）の世話をする。

カ　**給領庄屋・給領畔頭**——藩士の給領地（知行地）で、給領主の指示により上記に準じた事務を処理する。ただし、一村知行地以外は代官の支配下におかれていた。

畔頭の一代名字許し状（藤村彰一氏提供）

（享保13年）	庄屋	畔頭	給領庄屋	給領畔頭
矢原村	1	4		
朝田村	1	7	2	1

春定（はるさだめ）の制度　年貢の徴収方法には検見（けみ）法（見取法）と定免（じょうめん）法があった。検見法は、秋の作柄を調査して年貢をきめる制度である。これは、豊凶にかかわらず、収穫高の何割かが確実に徴収されるので、不評であった。そこで、萩藩では寛永20年（1643）から定免法に改めた。定免法は、過去の収穫量の平均を基礎として、年貢高をきめる制度である。毎年、春に代官が出郡して、その秋の収穫時の年貢高を決定するので、「春定」といった。

その手順は、各村の畔頭の持区ごとに春定名寄帳（なよせちょう）（1戸ごとの田畠面積や石高・年貢高を記載した台帳）が作られ、これによって百姓各人に春定下札（告知書）が渡された。

3）農民の生活

日々のくらし　江戸時代の農民は、年貢を納める道具として“財の余らぬよう、不足なきよう治むること道なり”という幕府の治政方針のもとに、日常生活の細部にいたるまで、徹底した干渉をうけていた。有名な慶安2年（1649）の『慶安の御触書（おふれがき）』は、「朝は早く起きて草を刈り、昼は田畑の耕作にかかり、晩には縄をない、俵をあみ、何にてもそれぞれの仕事を油断なく励め」、あるいは「夫のことをおろそかにし、大茶を飲み、物見遊山好きする女房は離別せよ」というように、農民の生活にこまごまと干渉している。これらの規制は、農民の肥料作り・食生活・牛馬飼育から法度違反にまで及んだ。

萩藩でも、庶民の生活がしだいに落ち着いてきた万治3年（1660）、いわゆる「万治制法」26編の諸規則を公布した。なかでも、『郡中制法条々』は諸郡の農民に対する法令で、庶民はこれによって長く規制されることになった。

(1)　天下（幕府）より出された法制は宜しく相守ること。
(2)　道路・橋・往還をはじめ、川・井手・溝の補修は農事の暇に行うこと。
(3)　百姓農業をこととせず、地下重宝にもならざる細工は停止のこと。
(4)　百姓耕作をさし置き、新規に商売をなし、奉公に出ること停止のこと。
(5)　百姓の屋作、たとえ有徳の百姓たりといえども、美麗を尽くす造作の儀一切停止のこと。

など、26項目にわたっている。なかでも「耕作の事」の項では、「万民の身命を養ふものは農人の精力にあり……然るときは四季相応の節を考えて其節に先んぜず、其の季に後れず、春は耕し、尺地も残さず切（せつ）に植えるべし」とある。さらに「代官の教に順（したが）わず、無精にして耕作に緩（ゆるみ）の百姓有るにおいては、品に依り誅伐（ちゅうばつ）、籠舎（ろう）、過料たるべき事」と厳しい規制が加えられていた。

このほか、幕末激動期の安政元年（1854）に出された通達では、

(1)　盆踊りなど一切停止のこと。
(2)　諸祭事はすべて軽便に取り行い、親類のほかは往き来しないこと。
(3)　衣類・髪飾りなどは従来の規定どおりにして、すべて控え目のこと。
(4)　浄瑠璃・三味線そのほか遊芸に類すること、一切停止のこと。

などとあり、質素倹約の規制が繰り返し出されている。

五人組　地方支配の末端組織で、はじめはキリシタン宗徒の詮索（せんさく）を主な目的として設けられた。『郡中制法条々』に、「貴利支旦宗門は天下の御制禁也。然る上は五人組緩みなく僉議（せんぎ）致し、不審なる者あれば急度（きっと）申し出ずべし。早速に褒美を遣すべし。もし脇より漏れるは五人組の越度（おちど）たり」と、平素からの相互監視や連帯責任を厳しく求めている。

安永8年（1779）には、五人組を2つ合わせた十人組（約10戸で1組）を最小の単位として、頭取百姓を定めて世話をさせた。

五人組は、このように地方支配の末端として、①キリシタン宗徒のせんさくのみでなく、②年貢の納入　③出生・死亡などの異動　④他国出行（出稼ぎなど）や欠落（かけおち）（駆け落ち）　⑤御立山（藩有林）の取締り等の相互監視・検察的なことも課していた。もしこれに違反すれば、連帯責任によってお咎（とがめ）（処罰）を受けた。また、一面では

農作業その他日常の生活のための、自然発生的な隣保相互扶助の組織でもあった。

本百姓と門男百姓　江戸時代は、「米」が経済の基礎であったから、農民の身分も年貢を負担する能力によってきめられた。天保13年の戸数表（17ページ）に、「本百姓」「門男」とあるのがそれである。

本百姓（百姓軒）とは、年貢と門役銀（領主台所用の薪の現物納。のち代銀納）を負担することのできるものをいい、その能力のないものを門男百姓と呼んだ。本百姓は、さらにその収穫高（田畠現石）によって、本軒（高10石以上）、七分五朱軒（7.5石以上）、半軒（５石以上）、四半軒（2.5石以上）に区分された。高２石５斗未満の農民を門男百姓（無高小前）、田畠を持たない百姓を無縁とよんだ。

この農民の身分は、日常生活にもはっきり現れている。岩富の田中家に伝わる『年中吉凶記録』（宝永３年以降の記録）によると、寛政８年（1796）、14歳の新藩主毛利斉房公の初めてのお国入りを祝うため、藩からお酒が下された。黒川村岩富あたりの百姓は、最明寺に残らず集められたが、そのときの着座は「本軒上座、半軒中の上座、もふと下の上座、無縁百姓のぼりむき」と記録されている。

だが、こうした身分階層も、幕末のころになると、商品経済の発達や土地の生産力の向上によって変化があらわれ、富を蓄積した新しい型の地主層が出現してくる。

水争い　この時代、農業の安定と発展をもたらす第１の条件は、水利の安定にあった。だが、河川・堤や用水路から引く灌漑用水の利用には、常に苦労がつきまとった。

朝田村の高台にある水田は、吉敷川からの水掛りが困難だったため、堤（溜池）が多く利用されている。しかし、背後の山地が浅いため、わずかの日照りでも用水の確保に困窮していた。同村高井にある「郷之尾溜池」も、その１つであった。平素から水の不足に悩む高井・勝井村民の苦労を救おうと、給領庄屋の伊藤五兵衛（高井）・助左衛門親子は、文化12年（1815）に溜池奥の山に、トンネル約30㍍を掘り抜いて水路を造り、その奥の法満寺側から水を引くことに成功した。そのため、８年後の文政６年（1823）の大旱魃でも、このあたりでは干害から免れることができた。村民はその恩恵をしのんで、同年堤の傍らに顕彰碑を建立して感謝の気持ちを表している。

郷之尾溜池の顕彰碑

一方、堰の水掛りも、水の少ないときにはどうしても下流の村民は不利になり、水争いもしきりに起こった。

寛政11年（1799）は豊作ながら、大旱魃の年であった。吉敷川を水掛りとする上湯田・下湯田・高畠では、上流の吉敷村で勝手に堰とめて取水するため、庄屋に願い出たが解決にいたらなかった。たまりかねた一同は、養元寺に集まって協議のすえ、堰を落としに行ったところ、吉敷村民と争いになった。その際、上丁田の弥七・市の末七・高畠の梶原平蔵の３人がつかまり、ようやく平蔵を連れもどしたものの、２人は吉敷毛利家に留め置かれた。勘場からも役人が出張し、取調べを行った。

この水争いは、翌寛政12年の２月に、湯田龍泉寺で藩目付の調べがあり、５月に証

人百姓梅田次左衛門は50日の籠舎刑、畔頭の源七・頭百姓田中善左衛門・喜兵衛・弥七・末七の５人は、閉戸刑（謹慎）が申し渡された。

一方、５月には吉敷方も庄屋・畔頭が萩の籠舎に入れられ、吉敷毛利の家中１人が遠嶋になっている（田中家『年中吉凶記録』）。

ところが、この事件は更に発展して、代官にまで処罰が及んでいる。すなわち、『毛利十一代史』によると、寛政12年（1800）６月24日に「審問ノ結果、毛利外記家臣等矢原村民ヲ猥ニ拘引暴行ヲ加ヘタルニヨリ、所務代岡崎新平外三人処罰アリ」とある。吉敷毛利家の家臣が、矢原村民を拘引して不法に暴行を加えたことから、ときの代官まで責任を問われたのであろう。

――近現代（明治以降）――

文久３年（1863）、藩主毛利敬親は英断をもって藩庁を山口に移し、防長２州の士民は百万一心となって政局の打開につとめた。慶応２年（1866）には、四境にせまる幕軍を退け、幕府もついに大政を朝廷に奉還して自滅した。これにより、慶応３年（1867）12月に王政復古の大詔が発せられ、近代国家への歩みが始まった。

明る明治元年（1868）に戊辰戦争がはじまり、旧幕府の残存勢力も一掃され、翌２年に長州・薩摩・土佐・肥前の４藩主導によって版籍が奉還された。明治４年（1871）７月、新政府は廃藩置県を断行し、全国を３府306県の地方行政区とした。山口県域は、山口・岩国・豊浦・清末の４県となる。しかし、旧藩の境域は大小まちまちのため、政府は統廃合を行い、同年11月に４県は合併して現在の「山口県」が成立した。

１）明治初期の行政

藩籍奉還と村再編　これよりさきの明治元年（1868）11月、毛利敬親は「防長藩治職制」を布告した。藩庁は政治堂と改称され、その下に議政局以下の11局が設置された。従来の郡奉行所は「民政局」となり、地方行政を統轄した。代官は「県令」（のち管事、さらに郡用方と改称）と改められた。また、宰判を「裁判」に、勘場は「裁判署」となった。

次いで、明治２年に版籍奉還が実現すると、同年10月には藩政時代の18宰判を廃止し、裁判を「部」と改め、新たに19部が設けられ、その役所である裁判署を「部署」と称した。

吉敷郡は南北２つに分け、北部（かつての山口宰判）は「吉敷部」、南部（かつての小郡宰判）は「南吉敷部」となった。

また、さきの版籍奉還によって藩士の給領地も上地（采地返上）されたので、藩直轄の蔵入地となり、給領庄屋・給領畔頭は廃職となった。そのため、庄屋・畔頭の支配区が統廃合され、村落の再編成が進められることになった。

すなわち、吉敷部に属する大歳地区は、「矢原村」「朝田村」の２村となり、従来の黒川村黒川市・岩富は椹野川対岸の福良・田屋島とともに、平川地区の恒富村・平野村に統合され、改めてこの３か村を合わせ黒川村となった。

	村名	石高	庄屋	畔頭
吉敷部署支配	矢　原　村	2,581石	1名	4名
（元山口宰判）	朝　田　村	3,001	1	4

戸籍法施行と副戸長　明治政府は、近代国家としての徴税や徴兵制度などを整えるためにも、その基礎となる戸籍を整備する必要があった。明治4年（1871）、従来の貢祖や身分制を基調とした人別改めに代わって、四民平等をたてまえとする戸籍が編成されることになった（壬申戸籍という）。

この戸籍編成の事務を行うため、旧来の町村機構とは別の戸籍区を設け、区ごとに戸籍専管の戸長・副戸長が置かれた。

区	区　域	戸　長	副戸長
8区	平川・大歳	（平野）津森四郎	（朝田）内田七右衛門

こうして、新戸籍の事務は各区の戸長・副戸長の任務となり、一般行政事務は旧来のとおり各村の庄屋・畔頭の職掌であった。このように、行政組織が二途に分かれたものの、両者の関係は必ずしも明確に区別しにくかった。そこで、明治5年(1872)4月に太政官布告で、全国一般に庄屋・名主の名称を廃して、戸長・副戸長に改め、その一元化を図った。

山口県では、8月に新戸籍が一段落したのを機会に、戸籍専管の戸長・副戸長を廃止した。同時に各町村の庄屋・年寄の名称を廃して、「副戸長」（のち戸長）と改めた。すなわち、副戸長は戸籍事務はもちろん、今までの庄屋事務のいっさいを取り扱うものであった。畔頭などの地下役人の名称については、そのままに据え置かれた。

大小区制と戸長　県と町村との中間行政区としての部（旧宰判）には、郡用方（旧代官）が置かれていたが、明治5年（1872）6月に「区長」と改められた。

ついで、さきの庄屋・名主制の廃止にともない、同年10月、政府は行政区に大小区制を採用した。山口県では翌6年12月、これまでの部を「大区」と改め、区画を再編成して21大区・226小区に分け、明治7年（1874）1月から施行した。これが大小区制で、大区の役所を会議所といった。

このとき、吉敷郡は北部が第10大区（旧山口宰判→吉敷部）、南部が第11大区（旧小郡宰判→南吉敷部）となった。第10大区は12の小区に分けられ、大歳・平川地区の区画編成は、次のとおりとなった。

大小区制の町村編成

小区	村　名	字　名
第5小区	平　井　村	吉田　下平井　中平井　上平井
	黒　川　村	恒富　吉野　平野　田屋島　福良
	矢　原　村	小原
第6小区	平　井　村	富田原
	黒　川　村	黒川市　岩富
	矢　原　村	上矢原　中矢原　下矢原　上湯田　下湯田
	朝　田　村	勝井　法満寺　高井　三作　和田　朝田　河内　馬庭　阿仙原

（『山口市史』）

この大小区によって、所在地の呼称は例えば「第10大区第6小区吉敷郡矢原村何々」といわれた。

この小区は、ほぼ旧来の2村を統合した区域で、従来のように副戸長（旧庄屋）、畔頭以下の地下役人が任命された。明治8年（1875）1月、副戸長を「戸長」と改め、9年8月には畔頭の名称を廃して「副戸長」とし、その役所を戸長役場（または小区扱所）と呼んだ。

当時の戸長は、宮成新八（明治5～10年）鮎川弥八（同10～11年）宮成和四郎（同11～12年）で、戸長役場は黒川市に置かれた。

このころの役場の事務は、地租改正や徴兵令の施行事務、小学校の開設などで多忙をきわめていた。加えて佐賀の乱、萩の乱、西南戦争など、急迫した空気のただよっていた時代であった。

郡区町村編成法と村復活　戸籍調査の便宜から置かれた大小区制は、町村組織を無視してあまりにも画一的であったから、地方行政の実態に合わない面もあった。政府は明治11年（1878）7月、旧慣の尊重と地方分権のもとに、いわゆる地方三新法を公布した。この法は、町村を自治体と認める「郡区町村編成法」「府県会規則」および「地方税規則」である。

これにもとづいて、山口県では翌12年（1879）1月、大小区制を廃止して郡町村制を復活した。郡には郡役所が置かれ、郡長が任命された。吉敷郡役所は、上宇野令村新道に設けられた。

町村には戸長1人を原則としたが、数村連合して1戸長の管轄でもよいとされた。県は各町村が適正規模を目標に、独立か連合かを決定し、その上で戸長の選挙および戸長役場の位置をきめるよう指導した。そのため、県は決議機関としての「町村会規則」、執行機関としての「戸長公選規則」を定めた。

大歳地区の第6小区には、「矢原村」「朝田村」の2村が復活し、両村は1つの連合行政団体をつくった。第5小区も平井村・黒川村の2村となった。だが、相互の部落が椹野川によって分断され、飛地になっているため、同年11月に県の認可をとり、平井村の「富田原」を矢原村に、矢原村のうち小原を黒川村に、黒川村のうち「黒川市」「岩富」を朝田村に編入し、はじめて椹野川が村界となった。これによって、大歳地区の古名であった黒川村の名称は完全に平川地区に移り、黒川市（くろがわいち）と平川の大字黒川が混同されることになった。

明治12年5月、村会議員の選挙が行われ、同時に公選によって戸長が選任された。

〔矢原村議員〕　吉冨簡一　冷泉助左衛門　波多野滝五郎　藤井岩吉　神保万作　秦清次　重宗孝庵　松村周啓　岡田市郎　長信之進

〔朝田村議員〕　田中藤八　田中友一　田中長五郎　山下熊右衛門　尾原平次郎　伊藤久太郎　伊藤彦介　平田俊介　田中弥兵衛　井村新吾　藤井勝五郎　　礒部佐小右衛門　礒部正一郎　佐々木曽根之助　山下卯平治

〔議長〕　吉冨簡一

〔戸長〕　宮成和四郎

2）大歳村の発足

町村制施行と合併　町村の行政費の主財源は、地方税から交付された。しかし、政府は明治13年（1880）以来緊縮政策をとって地方財政に転嫁したため、県はいっそう町村連合の指導を進め、同16年（1883）には２か村以上の連合体を拡大して、234区編成とした。

このころ、政府は自由民権運動の激化に対応しつつ、国会開設・憲法制定の準備を進めていた。その一環として、地方自治制の制定に着手し、応急的に地方の統制をより強化しようと、同17年５月に戸長官選制をとった。今まで町村会で公選されていた戸長を、県令が選任することに改めたのである。

ところで、２か村以上の連合体は、村行政の事務組合であって、構成村はそれぞれ独立を保ちながら、共通の戸長と戸長役場を持ち、かつ連合の村会によってその営みを続けていた。しかし、弱小のものが連合して、適正規模の行政区画を構成する道を開いたものの、いまだ過渡的な措置にすぎなかった。

明治22年（1889）２月、帝国憲法が公布され、近代国家としての諸制度が整備されるなかで、同年４月１日「市制町村制」が施行された。近代的な地方制度を実現し、地方自治の確立を目標に、行財政能力のある適正規模を目指して合併し、その実現を図ろうとしたのであった。

ここにおいて、従来の連合体であった矢原村と朝田村は合併して、「矢原朝田村」となった。村名については、都村（みやこむら）・椹北村（ふきたむら）などの案も出たが、結局まとまらなかった。県庁に提出された『名称撰定事由書』によると、「両村名ヲ取リ撰定ス。本名ハ地民ノ熱望アリ、旁両村名ヲ用ヒタルモノナリ。」とある。

町村制施行の日（４月１日）をもって、新制度による村政の機関構成の手続きが始まり、議員選挙、村会による村長および助役の選挙、収入役以下吏員の選任が行われた。

〔村会議員〕　吉冨簡一　礒辺正一郎　井村安治郎　伊藤五兵衛　田中弥兵衛　佐々木曽根之助　田中友一　松村周啓　平田初蔵　波多野滝五郎　田中善八　藤井繁蔵

〔議長および村長〕　吉冨簡一

〔助役〕　田中善八

〔収入役〕　佐々木曽根之助

ところで、明治に入り改めて地押（農地の一筆調査）丈量（測量）が行われたが、明治19年（1886）から21年にかけての丈量では、坪を６尺平方に改められた（以前は6.5尺平方）。これによると、矢原村の耕地面積は170町、朝田村は203町であった。

大歳村の誕生　すでに述べたように、市制町村制の施行により、明治22年（1889）に矢原村と朝田村の両村は合併した。そのとき、村名については協議がまとまらず、結局両村名をそのままとり「矢原朝田村」とした。

その後、約９年間を矢原朝田村で通したが、再び新村名の議が浮上し、明治31年（1898）７月１日、「大歳村」と改めた。

この「大歳」の命名の由来は、元来、大字矢原字下湯田に大歳という穂ノ木（小字）名があったことによる。この名称は同地に、小祠「大歳さま」をお祀りしていたことにちなむ地名であった。この地は、合併した村の中心に位置するところから、新しく建設する小学校の用地として選定された。明治28年(1895)10月１日に、その地名をとって大歳尋常小学校として認可を受け、同年12月に校舎が新築された（第２章参照）。新しい村名は、この大歳小学校にならって、「大歳村」と改められたのである。旧村名の矢原・朝田の名は、それぞれ大字として残された。

校地の中央あたりにあった小祠「大歳さま」は、３㍍四方くらいの瓦葺のお堂であったが、現在は学校の東側５㍍のところに、石組みで移築されている。

歴　代　の　村　長

初代	吉冨簡一	明治22. 5. 9 ～明治23. 2.26
2代	吉富寅太	〃 23. 2.26～ 〃 27. 2.26
3代	田中善八	〃 27. 2.27～ 〃 31. 5.16
4代	山田和吉	〃 31. 5.17～ 〃 35. 5.16
5代	伊藤致恭	〃 35. 5.17～ 〃 39. 5.16
6代	吉富寅太	〃 39. 5.17～ 〃 40. 8. 5
7代	吉富俊市	〃 40. 8.28～ 〃 44. 8.23
8代	田中善八	〃 44. 8.26～大正 8. 8.25
9代	吉富寅太	大正 8. 8.26～ 〃 12. 8.25
10代	尾原治三郎	〃 12. 8.30～昭和 2. 8.29
11代	藤村隆介	昭和 2. 8.30～ 〃 6. 8.30
12代	田中新太郎	〃 6. 8.30～ 〃 10. 8.30
13代	宮成稔甫	〃 10. 8.30～ 〃 17. 5. 5
14代	欠（職務管掌　県属　渡辺貞雄）	〃 17. 5. 5 ～ 〃 17. 7.31
15代	中村本彦	〃 17. 7.　～ 〃 19. 3.31

3）道路と鉄道

椹野川改修と石州街道　矢原から朝田にかけての平野部は、昔から椹野川の水の恵みを受けていた。だが、一方ではその水に悩まされてもいた。記録によると、堤防の決壊によって黒川市から小郡までの間は、何日間も水をかぶって通行できないことも、しばしばであったと伝えている。

この道筋は、小郡から津和野（島根県）へ抜ける、いわゆる石州街道で、中世大内時代に発達した道である。当時は、朝田の岡ノ口から現在のＪＲ山口線と椹野川土手の間を通って、岩富の橋詰（吉敷川改修までここに黒川橋があった）に至り、岩富からほぼ現在の市道勝井中矢原線・若宮町中矢原線（旧国道）を通って、今井の下市橋から讃井の袖解橋を経て、山口町へ延びていた。

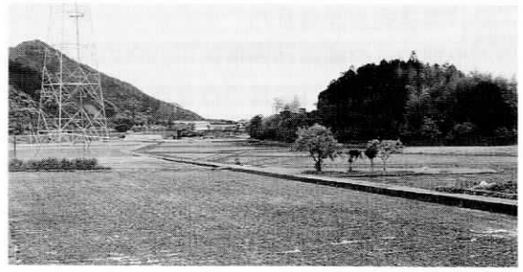

石州街道のなごり（和田から朝田方面を望む。右上は茶臼山）

日ごろから水に悩まされてきた流域住民にとって、椹野川の治水はかねてからの念願であった。明治６年（1873）ごろ、県令中野梧一や吉冨簡一・林勇蔵らによって、

椹野川の改修計画が進められたが、矢原村から下流の名田島村にわたる大工事であったことから、容易に決定をみなかった。明治15年（1882）になって、やっと矢原・朝田・平井・黒川・上郷・下郷・嘉川・名田島・陶・鋳銭司の10か村総代会で堤防改修を決議し、同17年（1884）に総工費10万円（一部関係村民の寄付負担）で着工した。土地の買収・家屋移転を終わって同20年（1887）に起工式をあげ、同22年（1889）6月に大工事を完了した。このとき、県ではたまたま石州街道の改修を決定していた。吉冨簡一・林勇蔵らは、椹野川堤防と石州街道を兼用することを県へ強硬に陳情し、これが認められて小郡の丸山（上郷駅付近）から岩富の橋詰までの間は、堤防兼道路として工事が進められ、石州街道はこれに移った。これが後に国道17号線となるのである。そのため、朝田から岩富橋詰までの旧道は、道幅も半分以下の田んぼ道となり、ほとんど昔の面影はみられない。

軽便鉄道　明治5年（1882）、わが国に鉄道が敷かれ、東京から西へ西へと延びて明治31年（1898）には三田尻（防府市）に達した。当時の山陽鉄道会社は、ここから山口経由で延長する計画を立てたところ、山口の旅館業者たちの反対に会い、結局、山陽線は現在のように小郡を経由して明治33年（1900）に厚狭まで、翌34年に下関まで全通した。

小郡に駅ができると、それまで県都山口の玄関口として栄えた三田尻に取って代わり、人も物資も小郡駅へ流れた。お陰で山口～小郡間の交通量は激増し、毎日十数台の荷馬車が列をなし、人力車や乗合馬車（客馬車とよんだ）が石州街道を往来した。和田には昔からお茶屋があったが、当時、外郎と番茶や馬の飼料を商い繁盛したという。

こうして、鉄道沿線からはずれた山口町は、発展から取り残されるはめになった。このため、小郡～山口間の鉄道建設構想が持ち上がり、紆余曲折のすえ、大日本軌道会社の山口支社による軽便鉄道を敷設することになった。明治41年（1908）7月に着工、同年11月15日に小郡新町～山口湯田間の工事が完了して、開通式が行われた。

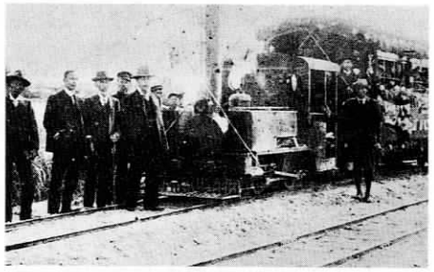

軽便鉄道

小郡からの線路は、椹野川沿いの石州街道の北側隅を走り、岩富の古曽坊から黒川市・小学校裏を通る。下湯田の藤村踏切のところで再び道路に出て、上湯田の現在の測候所あたりから田んぼの中を通り、井上公園北側を経て松田屋旅館が終点の湯田駅であった。（のち、新道から中河原までと、小郡駅まで延長される）

大歳地区内には、和田の茶屋に和田橋停留所、下湯田の藤村踏切のところに大歳停留所があった。運賃は、湯田～大歳、大歳～和田橋各3銭、和田橋～小郡4銭で、当初は1日7往復した。小さいおもちゃのような汽車であったから、学生が途中で飛び乗り、飛び降りをしたというから、今昔の感が深い。だが、2台の機関車とも運転手は大歳出身者で、少年たちのあこがれの的だったという。

国鉄山口線　山口町は、山陽本線を拒否したことから、あらゆる面で不利益をうけた。そのため、有志による軽便鉄道を開設して、それなりの役割を果たしてきた。しかし、その後各地に普通鉄道が広く敷設されるようになると、軽便鉄道はひどく見劣りがした。

そこで、山口町では、小郡から山口・津和野・益田を経由して出雲今市（出雲市）に通ずる陰陽縦貫鉄道に期待し、関係町村と連携して請願書を提出した。この請願が入れられて、明治44年（1911）から測量が進められ、待望の普通鉄道が小郡から山口まで開通したのは、大正2年（1913）2月20日であった。軽便鉄道は、その前夜の午後11時半山口駅着の終列車でその幕を閉じた。

なお、大歳・吉敷・平川の3村は、開通の前年に大歳駅設置を鉄道院に請願し、駅敷地を買収して寄付し、開業から2か月遅れて停車場が竣工した（このとき湯田駅も新設される。矢原駅は昭和10年（1935）に設置、戦中休止され昭和28年（1953）復活）。

ちなみに、開業当時の乗車料金は山口～小郡間14銭、山口～大歳間7銭、大歳～小郡間9銭で、1日7往復した。

国道17号線　明治になって、旧来の宿駅制や飛脚に代わり、新しく陸運会社や公営の郵便による輸送・通信に改まった。交通の手段も、馬車・人力車などの普及により、道路の整備が急務となった。明治6年（1873）、政府は道路を3等に区分し、山陽道のような国内基幹線を1等、それに次ぐものとして小郡～徳佐線（石州街道）は2等とした。明治9年（1876）には、これを国道・県道・里道の3種として等級は廃止された。小郡～山口線（石州街道）は第13号仮定県道となり、明治22年（1889）6月、椹野川改修によって、小郡丸山から岩富までの新堤防が県道に編入された。さらに大正10年（1921）、道路法が施行され、小郡～山口線は国道17号線と改められた。

こうして、交通機関は馬車から乗合自動車・トラックの時代へと移行するにつれて、その対応として道路の整備に迫られた。昭和4年（1929）、山口町は吉敷村を合併して市制を施行すると、翌年、白銀市長は国道17号線および県道山口大田線の改修促進に努めた。すなわち、17号国道については、県都山口市の玄関道にふさわしい新規の国道を敷設して、その発展を期そうというものであった。

大歳村としては、当時の国道17号線（石州街道）の改修を要望し、新規国道の建設には反対で、地元負担金の支出についても協力的ではなかった。そのため山口市では、大歳村内通過の路線を最小に制限するなど、特別に条件をつけて着工したといわれている。この事業は、昭和初期の農村不況打開のため、国が全国的に施行した時局匡救事業の1つとして、農村失業対策事業費をもって支弁された。

この道路は、新規に敷設したもので、小郡～山口間延長12,522㍍であった。これは、昭和7年（1932）4月20日に開通し、国道17号線となった。（この国道17号線は、昭和27年（1952）の道路法改正で1級国道9号線＝京都～益田～山口～小郡間となる。その後、昭和47年（1972）から国道9号線山口バイパスの事業化が始まり、平成7年（1995）2月に山口バイパス全線が開通したことから、同年4月1日に正規の国道9号線に昇格した。従来の9号線は県道宮野大歳線＝県道204号線となり、県の管理に移った。）

4）山口市への合併

合併への過程　山口町は明治38年（1905）に上宇野令村、大正４年（1915）に下宇野令村を合併して拡大・発展への第一歩を踏み出した。しかし、県庁の所在地でありながら、大正末（1926）当時、市制要件の人口３万人に対し２万７千余人で、いつまでも市制を布くことができなかった。

昭和３年（1928）、山口町は万年町から脱却しようと、隣接の大内・宮野・吉敷・大歳・平川の５か村との合併を企図し、その機運は高まりつつあった。だが、各村ともにそれぞれ事情があり、にわかに大同団結には至らなかった。すなわち、大歳・平川両村としては、吉敷村との３村提携で、「昭和村」をつくる案が浮上していたのである。すでに、三村合併委員会も設置されていた。ところがその年の11月、突然に山口町と吉敷村の合併が、両町村議会で議決された。こうして昭和４年（1929）４月、両町村は合併して市制を施行し、「山口市」が誕生した。

山口町としては、なるべくなら隣接の村々と、同時に合併したいところであった。しかし、大歳・平川両村は、多分に合併してもよいという気運を高めていたものの、吉敷村の不意打ちに対する反感から、これを敬遠してしまった。宮野村も抗争が激しく、まとまらなかった。

昭和７年（1932）、石崎哲二山口市長は就任にあたり「山口市発展のため、今後南進政策を行わなければならない。表玄関である小郡町に連絡するため、まず大歳村との合併を…」と声明した。以来、南進政策は歴代市長に継承されたが、大歳村としては、旧吉敷村が単独で合併したいきさつから、裏切られたという感情をぬぐい去ることができなかった。

日中戦争が始まり、昭和15年（1940）の皇紀2600年記念を機に、戦時体制強化の方針に対応して、「大山口市」を実現させようとする構想がおこった。翌16年４月、宮野村が合併した。

続いて、山口市は大歳村に本格的に働きかけ、高橋忠治市長は「山口市が大歳村の合併を切望する理由について」と題する長文の趣意書を自ら執筆し、村民に配布した。多くの村民はこれに感銘し、共鳴者が現れ、同年７月の村会では合併が可決された。ところが、これに対して村長はじめ合併反対派の強硬論が登場し、行政区変更の満場一致の議会議決が得られないため、未解決のままに過ぎた。さきに旧吉敷村が単独合併したときのしこりが、いまだに忘れられていなかったのである。

山口市との合併　太平洋戦争はいよいよ激烈を極めていた昭和18年（1943）暮れ、熊谷知事の発意で、山口市を中心とした県中枢大都市建設の機運が盛り上がっていた。大歳村と山口市は、合併議決をしたまま２年を経過しており、これが解決とともに、さらに南部を含めて、「大東亜建設に寄与するため」大合併に発展したのであった。

昭和19年（1944）２月、熊谷知事の提唱で、北部の山口市と大歳・平川の２村、南部は小郡町と陶・名田島・秋穂二島・嘉川・佐山の各村と阿知須町の１市２町７村の関係市町村長が懇談し、急速に「大山口市」建設構想が具体化した。そして短時日の間に協議がまとまり、同19年４月１日、２町７村が山口市へ合併した。当時の大歳村の人口2,631人、588世帯であった。

のち、阿知須町（22年）・小郡町（24年）は、山口市から分離独立した。

5）世帯数・人口の変遷

大歳地区の世帯数（戸数）・人口は、江戸時代末期から明治・大正時代にかけてあまり変化はない。昭和に入って、同10年（1935）２月、大歳村の矢原は山口市都市計画区域の指定を受けて漸増傾向を示し、同19年（1944）山口市に合併、戦後になって急激に増加している。

世帯数と人口の変遷

年別	世帯数	人口			出典
		総数	男	女	
明治16年	436	2,003			山口県の統計百年
〃 35年	419	2,442	1,203	1,239	〃
大正元年	413	2,349	1,162	1,187	〃
〃 9年	442	2,258	1,054	1,204	〃
昭和５年	492	2,456	1,213	1,243	〃
〃 15年	526	2,525	1,235	1,290	〃
〃 19年	588	2,631	1,164	1,467	山口市統計年報
〃 22年	645	3,098	1,490	1,608	〃
〃 25年	716	3,386	1,654	1,732	〃
〃 35年	922	3,988	1,913	2,075	〃
〃 45年	1,336	4,516	2,166	2,350	〃
〃 55年	2,524	7,182	3,493	3,689	〃
平成２年	3,576	9,442	4,533	4,909	〃

備考　(1)　明治16年は朝田村と矢原村の合計。以下昭和19年まで大歳村、同22年以降大歳地区。

(2)　明治16、35年、大正元年は戸数を示す。

（執筆　山内明一）

参考文献

山口市史（昭和57年刊）
山口市史　地区編
山口県文化史
山口県政史
山口県の歴史
山口県の地名（平凡社）
日本地名大辞典（角川書店）
ふるさと嘉川
小郡町史
平川文化散歩（石川卓美著）
よみがえるねむりの丘（山口市教委）
朝田墳墓群Ⅰ～Ⅶ（県埋蔵文化財調査報告）
日本の古代遺跡・山口　小野忠熙編著

3．神社・仏閣等

1）朝田神社

宮司　宮成恵臣

鎮座地　山口市大字矢原1241番地
祭　神　罔象女神（みずはのめのかみ）　伊邪那美神（いざなみのかみ）　表筒男神（うわつつのをのかみ）　中筒男神（なかつつのをのかみ）　底筒男神（そこつつのをのかみ）　應神天皇（おうじんてんのう）　気長足姫神（おきながたらしひめのかみ）（神功皇后）　仁徳天皇（にんとくてんのう）　田心姫神（たごりひめのかみ）　湍津姫神（たぎつひめのかみ）　市杵島姫神（いちきしまひめのかみ）　素戔嗚命（すさのをのみこと）

由　緒　明治39年（1906）6月発布された神社統合に関する内務省令により、「一村内の神社は、出来る限り一社に統合することが望ましい」ということとなった。このため、同年10月の村会で、村内７社の合祀を可決した。11月に合祀の趣旨を発表したが、それは「村内神社の尊厳を保持し、神威の発揚を図り、神社を永遠に維持するため」とした。11月に村内有志（村会議員・各神社氏子総代・各区長など）を村役場に招集し、神社統合のための組織づくりを行った。その結果、村長吉富寅太を委員長として、21名の調査委員を選任し、村内神社の統合に着手した。明治41年（1908）、村内の７社の統合の協議がまとまり、次のような８事項が発表された。①１郷社６村社を統合し、郷社朝田神社と奉称すること。②社地は大字矢原字下矢原の村社住吉神社境内とすること。③新設神社の社殿は総て旧社殿等を移転建設すること。④各神社氏子総代より各１名を互選して委員とし統合に関する事務に参与すること。⑤村長を整理委員長に推薦し、事務所は便宜村役場をあてること。⑥諸般の事務は委員長が委員と協力して処理すること。⑦重要事項に関しては、各氏子中又は氏子総代の意見を徴すること。⑧神社建設費及び基本金として金4,550円を調達すること（醵出方法は半額を７神社割とし、残額は氏子割とする）。同年12月村内神社統合に関する願書を県庁に提出し、翌42年県知事の認可を受けた。同年５月、住吉神社本殿へ各神社祭神の仮遷座を行い、７月より氏子は交代で社殿建築場所の整地等に出仕した。９月に起工祭を行い、旧社殿等を運搬して、11月社殿・幣殿・拝殿が落成し、正遷座祭が行われた。以後引き続き付属建物を建て、馬場・参道用地の買収、境内の開墾、その他種々の土木工事を続け、大正２年（1913）に予定計画を完了した。これらのことは、「昭和５年大歳村基本調査」（大歳小学校作成）に大意次のように記されている。「神社整理の議が起きてより、満７か年を要し、諸集会は数百回、氏子の勤労奉仕を通算すると数千日か知れず」とある。またこのように村内の神社統合が実現したのは、「一重に村民が理解を持ち、敬神の念深く、謝恩の志篤き故なる事」と記している。なお当時の氏子数は430戸であった。

付　記　【旧神社所在地・沿革】

○郷社朝田神社　大字朝田字朝田（朝田）
祭神　罔象女神（みずはのめのかみ）（玉祖命説あり）
周防国五社の内の一社で、五ノ宮大明神と称され、大内氏の崇敬篤く、明応６年（1497）大内義興の五社御参詣の記録あり。創建の年月は不詳。再建立の棟札に明応８年（1499）とあり。
社殿　神殿・拝殿・釣屋・鐘撞堂
氏子　現在の朝田・馬庭・河内地区

○村社八幡宮　大字朝田字高井（高井）
祭神　應神天皇（おうじんてんのう）・気長足姫命（おきながたらしひめのみこと）・田心姫命（たごりひめのみこと）・湍津姫命（たぎつひめのみこと）・市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）
豊前国宇佐より勧請。創建年月不詳。再建立棟札に享禄２年（1529）とあり。
社殿　神殿・拝殿・釣屋・鐘撞堂
氏子　現在の高井・三作・和田地区

○村社熊野神社　大字朝田字勝井（勝井）
祭神　伊邪那美命（いざなみのみこと）
大内弘世が紀州熊野宮より勧請という。大内義隆の時（天文年間）、陶隆房の放火により焼失、承応２年（1653）再建と伝えられる。
社殿　神殿・拝殿・釣屋・御供所・鐘撞堂
氏子　現在の勝井・坂東地区

○村社八幡宮　大字朝田字岩富（岩富）
祭神　應神天皇（おうじんてんのう）・気長足姫命（おきながたらしひめのみこと）・田心姫命（たごりひめのみこと）
往昔山城国男山（石清水八幡宮）より勧請という。
社殿　神殿・拝殿・釣屋・鐘撞堂
氏子　現在の黒川市・岩富・福良・田屋島地区

○村社住吉神社　大字矢原字下矢原（現在地）
祭神　表筒男命（うわつつのをのみこと）・中筒男命（なかつつのをのみこと）・底筒男命（そこつつのをのみこと）
往昔、摂津国住吉より勧請という。再建立の棟札に天正８年（1580）とある。
社殿　神殿・拝殿・釣屋・舞殿・鐘撞堂
氏子　現在の下矢原・小原地区

○村社若宮八幡宮　大字矢原字今井（若宮町）
祭神　仁徳天皇（にんとくてんのう）・應神天皇（おうじんてんのう）・田心姫命（たごりひめのみこと）・湍津姫命（たぎつひめのみこと）・市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）
正安元年（1299）豊前国宇佐より勧請と伝えられる。
社殿　神殿・拝殿・釣屋・鐘撞堂
氏子　現在の今井・上矢原・中矢原地区

○村社八幡宮　大字矢原字湯田（宝町２丁目）
祭神　應神天皇（おうじんてんのう）・気長足姫命（おきながたらしひめのみこと）・田心姫命（たごりひめのみこと）・湍津姫命（たぎつひめのみこと）・市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）
延宝８年(1680)平川村平清水八幡宮より勧請(往昔鎌倉鶴岡より勧請の説あり)
社殿　神殿・拝殿
氏子　現在の上湯田・下湯田地区

（執筆　宮成恵臣）

2）養元寺

住職　村上元龍

養元寺の歴史は古く、開山の西願坊は、親鸞上人の直接の弟子で10人衆の１人といわれている。西願坊は信濃国（長野県）水内郡に一寺を建立し、その子孫により法灯は守られてきた。ところが戦国時代の永禄のころ（1558～1570）、領主に寺を焼かれ西下し、美作国（現岡山県）津山に堂塔を再建した。同所で、江戸時代の中期まで布教教化活動を行っていた。当時の津山藩主は、浄恵住職に対して東本願寺へ帰属することを強要した。本寺を替える意志のなかった浄恵は、本尊と宝物を持って西本願寺へ帰向した。西本願寺のご門主は、境内に養元寺の阿弥陀堂を建てさせ、秩禄を与えられた。

江戸時代初期、当地（吉敷郡矢原村）では教春という僧侶が、教正寺という浄土真宗の寺院を建立した。教春は武蔵国（現東京都）の出身で、全国を巡遊中にこの地が気に入り、ここに教正寺を建てたといわれている。教正寺５代目の春潮には子供がなく、後継住職についての相談のため上京した。西本願寺において、ご門主から春潮の養子に浄海の子恵明右京を紹介され、寺号も古い歴史ある養元寺と改名することをすすめられ、それらのことが決定した。元文４年（1739）のことである。

明治30年の養元寺絵図
（「山口県社寺名勝図録」より）

現住職は20代目、信徒は約400戸である。信徒の地域は、大歳地区が中心で、大内・宮野・小郡・嘉川にも広がっている。年間行事は、１月元旦の修正会、同月末の報恩講。３月と９月は彼岸会。５月のご誕生会。８月の盂蘭盆会・盆踊りなど。毎月の行事には、20日過ぎに講師を招いてのご法話、第２土曜日の子供達の集いがある。特に５月の子供達の集いは、花祭りとして甘茶かけがあり盛会である。また、婦人には誠心仏教婦人会があり、奉仕活動を行っており、若婦人にはコーラス会がある。

（執筆　村上元龍）

3）最明寺

浄土宗、最明寺。山号を銭処山という。本寺は山口の法界寺。本尊は阿彌陀如来（慈覚大師作）。

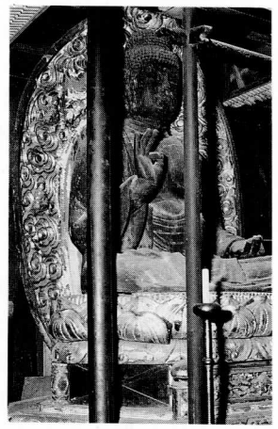

寺伝によると、最明寺殿（北条時頼）によって創立された天台宗の寺院という。創建年代は明らかでない。その後久しく荒廃していたが、江戸時代初期に山口法界寺の八世寿諫法師が再興し、浄土宗に改めたといわれる。『風土注進案』によると、地蔵十王・木魚・牛王模板・馬の鞍など甚だ古いものが、この寺に伝わっていると記されている。牛王模板には西明寺とあり、いつごろから最明寺といわれるようになったかさだかでない。明治３年（1870）吉敷村長楽寺へ合併して長明寺となったが、同13年（1880）再び分離した。現在は無住寺。境内には山下玄良（江戸後期の名医。天民と号し、文雅の道でも高名。その２男は画家高島北海、３男は藩医高島良台）の墓所もある。

4）子育て観音

和田の茶臼山の北鞍部を、「陵が峠」という。この峠の上に、石造の五重の塔「大乗妙典宝塔」（高さ4.5メートル）がある。昔ここに、慈眼山巨福庵という禅寺があった。久しく荒れていたのを、江戸時代の中期に光澤即明和尚が再興して庵を結び、宝歴７年（1757）11月にこの宝塔を建立した。現在このあたりでは、子安観音・子育観音として尊崇されている。祭日は８月17日で、庵跡では盆踊りが第２次世界対戦後も行われていた。（巻頭カラー写真参照）

5）大歳さま

大歳小学校の東側に、「大歳さま」がお祀りされている。この「大歳さま」は、元来須佐之男神と大年神を祭ったもので、穀物の守護神ともいわれている。今も大歳小学校敷地内の小字名を「大歳」というのは、下湯田部落の守り神として「大歳さま」が祀られていたからである。明治28年(1895)矢原朝田村の小学校が創立されたとき、同所にあった「大歳さま」は移動させられた。その後、校舎の増築の都度、幾度となく移動を余儀なくされた。そうして、昭和のはじめに、小学校の東側の現在地に落ち着いたものである。(巻頭カラー写真参照)

6）恵比須社

黒川市にある。矢原村庄屋、吉富藤兵衛の覚書に、「建立の由来も、市恵比須の作者も不明。古老の言い伝えでは、大内時代からあった古い恵比須で、社敷地は往還べりの空地にあり」とある。明治末年ごろは、大蔵村役場の門前にあったが、のちに石村宅の屋敷東隅に移された。昭和32年(1957)夏の大風で転倒大破後、石造の祠として黒川市福田氏屋敷東隅に移された。

（執筆　藤井　晃）

4．名所旧跡

1）大曲り

石州街道の道筋は、讃井の袖解橋を南下し、今井宛ノ木から上矢原の高関の間は、西寄りに大きく曲がっている。土地の人はこれを、「大曲り」と呼んでいる。これは椹野川が、かつては富田原の北側を流れ、今井から朝倉市に大きく蛇行していたため、その川に沿って街道がつけられた名残と推察されている。（カラー写真および２ページ地図参照）

2）周布政之助の碑

周布政之助は、萩藩改革派の重臣として、幕末の動乱期に藩政を指導した。幕末の幕長戦争に際しては、保守派が勢力をもりかえし改革派は藩府内での指導力を失った。そのため吉冨家に仮寓していた周布政之助は、藩庁にも出勤せず毎日悶々の日々を送っていた。元治元年（1864）９月25日盟友井上馨が反対派により、中讃井で襲われたため、失意の中で翌26日吉冨家の裏で自刃した。「我死なば屍を公道の傍に南面して埋めよ。敵兵来たり侵せば吾が霊が叱咤せん」との遺書によって、舟田の墓地に「麻田公輔」の名で墓がつくられた。今、周布公園の一角に建つ「嗚呼長藩柱石周布政之助君碑」と題する顕彰碑は、墓のある場所を永久に伝えようと、昭和６年11月に建立されたものである。（巻頭カラー写真参照）

3）阿弥陀堂跡

矢原町に、阿弥陀堂という地名が残っており、ここはもと万福寺という大寺の跡といわれている。『地下上申』によると、「往古は万福寺という大寺であったが、焼失して大破し、本尊ばかり残ったので、地下の者が３間に４間半のお堂を建立した。本尊の阿弥陀座像は、５尺の大仏で、弘法大師の作と伝えられている。浄土宗・山口長寿寺抱え」と記されている。現在は、地名のみで阿弥陀堂もなく、当時境内にあったと思われる、地蔵尊が１基残っているのみである。

4）しらべの森

石州街道、中矢原の吉永酒場の少し下のあたりを「しらべの森」跡という。『風土注進案』（1841年頃作成）によると「永禄12年（1569）大内輝弘が豊後の国から押し寄せて、秋穂白松に着岸し、山口に乱入のよし高嶺城へ注進……防御の軍兵此地にて老弱多少をしらべしより、いつしか地の名とはなりぬ」とある。大内輝弘は、豊後の大友氏に保護されていた人物である。当時大内氏はすでに亡び、毛利元就は九州攻略のため長府に本陣を置いて、筑前の立花城を攻撃中であった。豊後の大友宗麟は、毛利方の後方攪乱をねらい、周防灘から山口への侵攻計画をたてた。永禄12年（1569）10月に、輝弘に大軍を授けて海路秋穂に上陸させ、山口に攻め入らせた。その時、留守をあずかっていた毛利の武将が、ここに関所を設けて通行人を調べたことによるという。

5）一里塚

昔、矢原に一里塚があった。小郡町津市から１里28町、石見境野坂から11里の地点である。その位置は『地下上申』では、湯田村とのみ記されており、『風土注進案』では、湯田村の上湯田と下湯田の境にあるという。また、『地下上申絵図』では、教正寺（現在の養元寺）の上側から北に向かう里道のそばに記入されている。当時は、石積みの中央に榎などを植え、旅人の休息所ともなったというが、今はその跡も明らかでない。明治になって、道路改修のとき、曲がっていた街道を真っすぐに拡幅した際、取り払われたのであろう。

6）大歳競馬場

昭和２年（1927）に、地方競馬用の大歳競馬場が認可され、石津河原に建設された。１周1000㍍の馬場。内柵と外柵の間の幅員は12～15間、それに１万人を収容するスタンド、切符販売所、馬見所、投票所などもあった。優勝馬投票（馬券）による競馬で、同年12月に第１回競馬が行われた。３日間の売上げは６万円にも達する好成績だった。以後、春秋２回行われてきたが、昭和８年（1933）湯田西の端に本格的な山口競馬場が作られ、大歳競馬場は廃止された。

7）山伏さま

和田公会堂のところから旧街道を少し下ったところに、「山伏」という地名があり、その道端に「山伏さま」と、地元の人から親しまれている小さな祠がある。昔、ある大名の家老と家臣（若夫婦）とのいさかいがあった。敗れた若侍が山伏姿に変装して、九州久留米の旧知を頼って落ち延びる途中、家老の差し向けた刺客のため、この地で打ち果たされた。間もなく後を追って来た若妻は、夫の最後を見て悲嘆に暮れ、自分も自害した。里人は、この夫婦の死をあわれみ、比翼塚としてねんごろに弔ったものである。（カラー写真参照）

8）関屋

阿仙原から流れ出る関屋川が、椹野川に合流するあたり、小郡境に関屋という地名がある。大内時代、山口を防備する目的で、通行人を取り調べるため、関所があったところから、関屋の名が付けられた。大内中期には関銭も徴収したという。この当時の宮野村の関屋・小鯖村の関屋・吉敷村の関屋、およびこの朝田村の関屋を、四境の関といい伝えている。

9）潮境

関屋川が椹野川に合流するところを、土地の人は潮境と呼んでいる。椹野川の河口に林口井手が作られ、淡水化されるまでは、この辺りまで潮がさしていたといわれている。

10）馬庭の大岩

馬庭に大岩口という地名がある。朝田川をさかのぼって、ちょうど馬庭部落の入口

にあたる山あいの川の中に、4㍍四方余の大岩が鎮座しているところから、そう呼ばれたのであろう。

この大岩は、昔は2個あって馬庭への出入りの邪魔をしていた。昭和8年、道路改修で現在の道路に付け替えたとき、1個は取り除かれた。古老の話によると、「昔々、山奥に住む山姥(やまんば)が、大きな荷物を両手に提げて馬庭まで下りてきて、ひと休みした。そのとき、忘れ物を思い出してあわてて引き返し、荷物はそのまま忘れてしまった。それが2つの大岩になった」という。(カラー写真参照)

(執筆　藤井　晃)

監修　元山口県文書館副館長　広田暢久
　　山口大学　講師

第2章　大歳小学校の歩み